

## 平成27年度 保育施設・事業利用の案内

保護者の就労や疾病等によりこどもを家庭で保育できない場合、市町村にお申込みいただき、保育施設・事業を利用することができます。市町村が認可・確認する保育施設・事業には次のものがあります。

### 保育所

就労等のために家庭で保育のできない保護者に代わって、0歳(原則として生後6か月以上)から小学校就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。

利用時間：朝から夕方までの保育のほか、施設により延長保育を実施。

### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況等によらず利用することができ、就労状況が変わった場合でも通いながれた園を継続して利用することが可能です。

利用時間：朝から昼すぎ(保育を必要としない3～5歳のこども)

朝から夕方まで(保育を必要とする0～5歳のこども)

※施設によって受け入れるこどもの年齢に違いがあります。

園によっては一時預かり、延長保育を実施しています。

※保育を必要としない3～5歳のこどもの入園に関しては、各園にお問い合わせください。

### 地域型保育事業

施設より少人数の単位で、0歳から2歳のこどもを預かる事業です。次の4種類の事業があります。

#### ・家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

#### ・小規模保育

少人数(定員が6～19人)を対象に、比較的小規模できめ細かな保育を行います。

#### ・居宅訪問型保育

保護者の居宅で、保育者とこどもが1対1で保育を行います。

居宅訪問型保育事業は、疾病や障がい等により集団保育が著しく困難であると認められる場合やひとり親家庭で夜間の勤務がある場合等、他の施設・事業の利用が著しく困難である場合にのみ利用ができます。

#### ・事業所内保育(企業などがもつ保育施設で、地域のこどもも受け入れるもの)

企業の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育します。

## 1 保育の必要性の認定

平成27年度より、保育所・認定こども園(保育所と同様に長時間利用する場合のみ)・地域型保育事業を利用することを希望する場合は、保育を必要とする認定(以下、「保育認定」といいます)を受けていただく必要があります。認定された場合、「支給認定証」を本市より交付します。

## (1) 保育認定の事由

保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する場合であつて、こどもを保育することが困難な場合です。

- 1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている場合
- 4 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
- 7 就学している場合
- 8 その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合

### 【保育認定の有効期間】

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
就労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	当該こどもの小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から8週間を経過した日の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間）
求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間）
就学	保護者の卒業予定日まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間）
その他	所長が必要と認める期間

※こどもが満3歳未満の場合、認定の有効期間については上記の表で「こどもの小学校就学まで」とあるのは、「こどもが満3歳に到達する前日まで」となります。この場合、満3歳到達時に、新たな支給認定証を本市より送付します。

## (2) 保育必要量（保育施設・事業を利用できる時間）

保育認定を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育標準時間の認定を受けた場合は、1日に最大11時間、保育施設・事業を利用することができ、保育短時間の認定を受けた場合は、1日に最大8時間、保育施設・事業を利用することができます（ただし延長保育を利用する場合はそれ以上利用できます）。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。

なお保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。

### 【保育必要量の例】

保育必要量	認定例
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親のいずれもがフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合</li> <li>・父親が就労し、母親が妊娠・出産することにより、こどもを保育することができない場合</li> <li>・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合 等</li> </ul>
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合又はそれに近い場合</li> <li>・両親の1人が就労しているが、1人が求職活動をするにより、こどもを保育することができない場合</li> <li>・ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労する場合又はそれに近い場合 等</li> </ul>

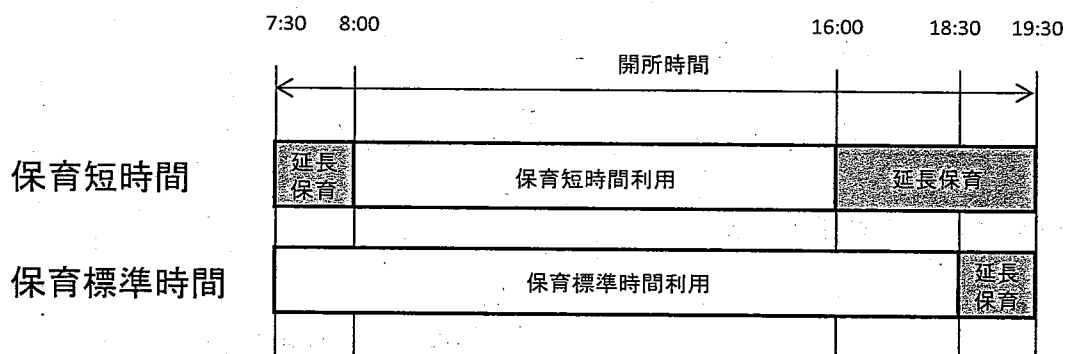
※同居している家族の介護等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に各家庭の状況から判断した上で認定します。

それぞれの保育施設・事業では開所時間等が決められていますが、それとともに、保育必要量に応じた利用時間が決められます。「7 保育料の決定」に記載の保育料で利用できるのは、その保育必要量に応じて決められた利用時間内で、認定された保育必要量で決められた1日に利用できる最大の時間の範囲内となります。

利用時間から外れた時間を利用する場合、または1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育となります。それぞれの保育施設・事業で決められる標準的な利用時間については、各保育施設・事業にお問い合わせください。

なお保育施設・事業は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等でこどもを保育できない時間に、必要な範囲内で利用するものです。

### 【利用時間のイメージ】



※上図のような施設の場合、保育短時間認定のこどもが9:00～17:00まで利用した場合、16:00～17:00の時間は延長保育となります。

※上図は一例です。各施設・事業によって開所時間や延長保育の有無等は異なります。

## 2 利用申込み方法

保育施設・事業の利用を希望される場合は、お住まいの区の保健福祉センター保健福祉課へお申込みください。

申込み書類は、受付期間内に必ず提出してください。期間後に申込みをされた場合は、原則として期間内に申込みをされた方の調整が終わってからの調整となります。

なお、保育所等の定員に余裕がないときなどは、希望施設・事業の利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ＜平成 27 年 4 月 1 日からの利用を希望する場合＞

受付期間：平成 26 年 10 月 1 日（水）～平成 26 年 10 月 15 日（水）

※申込書配付は平成 26 年 9 月 16 日（火）から

結果通知：平成 27 年 2 月 13 日（金）発送予定（事前のお問い合わせにはお答えできません。）

※支給認定証も同時期に送付予定です。

注意…上記期間中に申込み受付を行うのは、保育所及び認定こども園の利用希望のみです。  
地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の申込みについては、別途受付期間を設けます。

### ＜年度途中の利用を希望する場合＞

利用開始希望月の前月の 5 日（閉庁日の場合は翌開庁日）までにお申込みください。

## 3 利用申込みに必要な書類

次の書類を、お住まいの区の保健福祉センター保健福祉課へ提出してください。

これらの書類は、保育認定の判断及び利用調整を行うための重要な資料です。書類の不足や内容に不備がないか、提出前によくご確認ください。

なお、これらの書類の様式は、大阪市子ども青少年局ホームページからもダウンロードが可能です。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000150373.html>

### （1）全ての方について必要な書類

書類の名前	説明
子どものための教育・保育給付 保育認定申請書兼 保育施設・事業利用調整申込書	記入にあたっては、16ページの記入例をご参照ください。 提出後に、利用希望施設、申込み理由、住所等、内容に変更があった場合には、速やかに保健福祉センターへお申し出ください。
認定申請調査票 利用調整調査票（その1・2）	保育の必要性の認定、利用調整を行う上で大切な書類です。 誤りや記入漏れのないように注意してください。
確認票	利用申込みに際し、世帯の扶養関係等について申告いただくとともに、事前にご確認いただきたい事項について記載したものです。 必ずご確認のうえ、保護者の方が署名してください。

## (2) 保育が必要な理由を証明する書類

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
就労 (内定を含む)	雇用されている方 (会社員・公務員・ パート・派遣社員 等)	勤務(内定)証明書	【シフト制等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できるもの  ・派遣社員の場合、派遣会社(派遣元)の証明が必要です。 ・派遣社員で育児休業を取得しており、復職後の勤務先が未定の場合は、就労内定扱いとなります。
	自営業の方 (自営専従者を含む)	就労(予定)状況申告書	開業届出書(控)又は営業許可証(写) (どちらも提出できない場合は確定申告書(控)等、事業による収入を確認できるもの) 【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸借契約書や開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの  ・自営専従者でない場合は、「勤務(内定)証明書」を提出してください。
妊娠・出産(産前産後8週)			母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ(写)
疾病		疾病・障がい状況申告書	
障がい		疾病・障がい状況申告書	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の等級が確認できるページ(写)
介護・ 看護	介護・看護の 対象となる方	疾病・障がい状況申告書	【介護の場合】 障がい手帳や介護保険被保険者証(写) 【通学等付き添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を 行う方	介護・看護状況申告書	
災害復旧			罹災証明
就学		就学等(予定)証明書	
ひとり親		保育の必要性に応じた書類	【離婚調停中の場合】 事件係属証明書
求職中	求職活動中の方	求職活動状況等申告書 <sup>★1</sup>	雇用保険受給者証やハローワークカード(写)等、求職活動の状況が確認できるもの
	利用決定後に求職 活動を行う方		
市外在住		お住まいの自治体へ お問い合わせください	住民票等児童の氏名・生年月日が確認できるもの 【大阪市内へ転入予定の場合】 賃貸借契約書(写)等、転入先・転入予定日が確認できるもの

※保育が必要な理由により、提出書類が異なります。

## (3) 児童の状況に応じて必要な書類

書類の名前	説明
<sup>★2</sup> 認可外保育施設への 入所にかかる証明書	児童を認可外保育施設へ預けている場合、提出してください。 内容により、利用調整上加点の対象とするかどうかを判断します。
<sup>★3</sup> 児童の疾病にかかる 診断書	利用申込みを行う児童に疾病がある場合、提出が必要です。 ※文書料がかかる場合があります。
<sup>★4</sup> 入所理由証明及び 申告書	保護者以外の同居の親族や別居(保護者住所からおおむね1km圏内)の祖父母について、保育ができない理由がある場合、提出してください。 理由に応じ、「(2) 保育が必要な理由を証明する書類」の各様式をご使用いただいても差し支えありません。

※★1～4の書類が必要な場合は、4ページにURL記載の大阪市子ども青少年局ホームページからダウンロードしていただくか、お住まいの区の保健福祉センター保健福祉課へお申し出ください。

## 4 利用調整について

利用調整は、保育の必要性の認定を受けた方について、13～15 ページの表（「保育利用調整基準」（案））に基づき行います。

「（1）基本点数表」により、世帯の保育が必要な状況に応じ基本点数を設定します。また、「（2）調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から保育の利用が可能となります。同一点数で並んだ場合は、「（3）順位表」に規定する順位により、優先順位を決定します。

利用調整の結果、保育所以外の施設・事業の利用が内定した場合は、事前に事業者との利用契約を交わす必要があります。

## 5 利用可能日時について

保育施設・事業を利用できる日は原則として月曜日から土曜日ですが、休日に利用できる施設・事業所もあります。

開所・開園時間は各施設によって異なります。また、認定された保育必要量に応じて、保育施設・事業を利用できる時間帯が異なります。

詳しくは、大阪市子ども青少年局ホームページをご覧ください。

## 6 保育施設・事業所で行っている事業について

### 【地域子ども・子育て支援事業】

#### （1）延長保育

保護者のやむを得ない事情により、保育必要量を超えて保育が必要となる場合に、認定時間を超えて保育を行います。

#### （2）病児・病後児保育

こどもが病気の回復期で保育所等に通うことができず、かつ家庭での保育が困難な場合、お預かりします。（回復期に至らない病児の預かりは、病院・診療所に限定しています。）

#### （3）一時保育

保育所等を利用していないこどもを対象とし、保護者の方の仕事や病気等により、断続的（週3日以内）または緊急・一時的（2週間以内）に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とする場合にお預かりします。

### 【障がい児保育】

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

### 【育児相談】

乳幼児の発達やしつけ、生活習慣などの育児に関する問題について、電話による相談を行っています。（日曜・祝日・年末年始を除く）

市立保育所 火曜～金曜 午前10時～午後2時

私立保育所（園） 各保育所（園）へお問い合わせください

## 7 保育料の決定

### (1) 保育料の決定

新制度での保育料は、これまでと同様に所得に応じた保育料となります。ただし、新制度では、保育料の算定方法が変更されます。

これまででは、主に前年の所得税額を用いて保育料を決定していましたが、新制度では主に市町村民税額を用いて決定することになります。

保育料算定の基礎となる市町村民税額は、こどもと同一世帯の父母及び祖父母の市町村民税の所得割額の合計額となります。(祖父母の市町村民税を合算するのは、父母の年収の合計が103万円未満で、生計を同一とする祖父母のいずれかが300万円を超える場合に限りです。)

このほか、新制度においては、保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)の別で保育料が設定されることとなります。

なお、具体的な保育料の額については、現在本市で検討中です。

### (2) 2人以上のこどもが保育施設・事業を利用している場合の保育料の軽減

同一世帯において2人以上のこどもが保育施設・事業を利用している場合には、利用中の第2子のこどもの保育料を50%軽減し、第3子以降のこどもの保育料を無料とします。

## 8 保育料の決定に必要な書類について

保育料の決定にあたっては、保護者の市町村民税の所得割額を確認するために、市町村民税の課税台帳を閲覧します。

ただし、本市の課税台帳を閲覧して市町村民税が確認できるのは、本市から市町村民税を課されている保護者に限ります。

平成26年1月2日以降に他市町村から本市に転居してきた保護者(父母又は同居の祖父母)については、保護者それぞれの分の市町村民税課税証明書が必要となります。

#### 【市民税課税証明資料】

平成26年1月1日現在にお住まいの市町村が発行する次のいずれかの書類とします。

平成26年度 個人市町村民税納税通知書

平成26年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書

平成26年度 課税証明書(個人市町村民税)

## 9 保育料の納付について

私立保育所または大阪市立の保育所を利用される場合は、所定の保育料を本市に納付していただきます。

保育料は口座振替により納付していただくこととなりますので、内定後に口座振込の用紙を提出してください。保育料の納期限(口座振替日)は、保育利用月の翌月5日(金融機関の休業日にあたる場合は、直後の営業日)です。

保育施設・事業の運営、保育サービスの維持・充実を図るためにも、保育料は必ず納期限内に納付してください。納期限を過ぎると延滞金が発生します。また、保育料が納期限後に未納となっている場合には、児童手当からの特別徴収(天引き)や給与等の差し押さえを行うことがあります。

認定こども園または地域型保育事業を利用される場合、保育料は利用される施設等にお支払いいただくこととなります。お支払いの方法等については、各施設等にご確認ください。

## 10 支給認定を受けてから

### (1) 支給認定内容の変更、取消等

支給認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず保健福祉センターにお申し出ください。

- ・こども・保護者の氏名・住所変更
- ・世帯員の増減
- ・保護者の転職・離職

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されることがありますのでご注意ください。保育認定を取り消されると、保育施設・事業を利用できなくなります。

また支給認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設・事業の利用を希望する場合は、再度支給認定の申請をしていただく必要があります。

### (2) 保育施設・事業の利用中に

無断または特別な理由がなく、長期間（おおむね1か月以上）利用しなかった場合には、支給認定の有効期間中であっても、利用決定を取り消す（退所となる）ことがありますので、ご注意ください。

また、認定期間中に利用を中止（退所）したい場合は、異動届の提出が必要です。提出がなかったり、遅れた場合には、実際に利用したか否かにかかわらず利用料が発生する場合がありますので、速やかにお手続きをしていただきますようお願いいたします。



## 1.1 市立保育所の民間移管について

平成24年7月に策定した「市政改革プラン」において、公立保育所については、セーフティネットとしての必要性を考慮しつつ原則として民間移管する方針を定め、平成27年度以降、順次、実施することとしています。民間移管とは、保育所の設置・運営主体を大阪市から民間の法人に移管して民間保育所として運営することを言い、現在運営を委託している公立保育所についても民間移管の対象としています。従って、入所を希望される公立保育所が、今後、民間移管の対象となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、民間移管にあたっては、児童への影響を最小限にとどめるため保育サービスの質を評価して優れた実績のある法人を選定するとともに、1年間かけて丁寧な保育の引継ぎを行うこととしています。

### ・平成27年度に民間移管する保育所

平成25年度に移管先法人が決定し、平成26年4月から保育の引継ぎを行っています。

保育所名（区名）
南生野保育所（生野区）、東中浜保育所（城東区）、茨田大宮保育所（鶴見区）、東喜連保育所（平野区）

### ・平成28年度に民間移管する保育所

現在、法人の選定手続きを進めており、平成27年の早い時期に移管先を決定することとしています。

保育所名（区名）
十三保育所（淀川区）、あすか保育所（東淀川区）、 茨田東保育所（鶴見区）、天下茶屋保育所（西成区）
※ 香簍保育所（西淀川区）、塚本保育所（淀川区）、大宮第2保育所（旭区）、安立保育所（住之江区）、田辺東保育所、矢田第1保育所（東住吉区）、加美第3保育所（平野区）

※ 社会福祉法人に運営を委託している保育所については、公募の結果、現在の運営委託先が移管先として選定された場合、1年間の保育の引継ぎが必要ないため平成27年度の移管になることがあります。

ただし、施設の建替が必要な茨田東保育所については、現在の運営委託先が移管先として選定された場合でも、上記の表のとおり平成28年度の民間移管になります。

### ・平成29年度以降に民間移管する保育所

平成29年度以降に民間移管する保育所の箇所数及び名称は未定となっています。

詳細については、大阪市こども青少年局ホームページをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000216208.html>

## 利用申込みの前に必ずお読みください

- 保育施設・事業により、保育方針や取り組みはさまざまです。希望される保育施設・事業を実際に見学してから、申込みを行ってください。
- 保育施設・事業は第6希望までご記入いただけますが、全て記入していただく必要はありません。通勤時間等を考慮し、利用が可能な範囲内で記入するようにしてください。保育施設・事業の利用内定を正当な理由なく辞退した場合、次の利用調整において点数を減点します。
- 育児休業中の方  
保育の利用が決定した場合、利用開始月中には復帰し、翌月末までに復職証明書を提出していただきます。提出されない場合は、利用決定を取り消すことがあります。
- 求職活動中の方  
認定期間（保育の利用期間）は認定開始から90日を経過する日の月末までです。その期間内に就労できなかった場合は、保育の利用ができなくなります。
- 出産により申込む方  
認定期間は産前産後8週間です。期間満了後に求職活動を行う等保育が必要な事由がなければ、利用ができなくなります。（育児は保育が必要な事由とはなりません。）

### 待機児童とは？

保育要件があり、保育所に入所申込みをしたが、入所選考により入所できなかった児童を「保留児童」といいます。

この「保留児童」から、国の定義に基づき、転所希望や育児休業中のもの等を除いた児童を「待機児童」といいます。

入所申込み児童数 (A)	
入所児童数 (B)	
保留児童数 (C) = (A) - (B)	入所できなかった児童数
転所希望 (D)	
育児休業中 (E)	
主に自宅で求職中 (F)	
保育ママ・一時保育利用 (G)	
特定保育所希望等 (H)	
待機児童数 (I) = (C) - (D) - (E) - (F) - (G) - (H)	国の定義に基づく児童数

**除外数の定義**

- (D) 保育所に現在入所しており、他の保育所への転所を希望するもの
- (E) 調査日時点において育児休業を取得しているもの
- (F) 自宅で保育をしながら、主に在宅で求職活動を行っているもの
- (H) 他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機しているもの等

※「待機児童」に該当しない場合でも、入所選考には影響はなく、「保留児童」全てをその後の入所選考の対象とします。

※希望の保育所への入所が困難な場合等、面接時、入所選考中もしくは入所選考後に、空き保育所等のあっせんを行うことがあります。

※この内容は、平成26年9月現在のものです。今後変更となる可能性があります。

## お問い合わせ先

### 《各区保健福祉センター》

区名	所在地	電話番号	FAX 番号
北区	北区扇町 2 丁目 1 番 27 号	6313-9857	6313-9905
都島区	都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号	6882-9857	6352-4584
福島区	福島区大開 1 丁目 8 番 1 号	6464-9857	6462-4854
此花区	此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号	6466-9857	6462-2942
中央区	中央区久太郎町 1 丁目 2 番 27 号	6267-9857	6264-8285
西区	西区新町 4 丁目 5 番 14 号	6532-9028	6538-7319
港区	港区市岡 1 丁目 15 番 25 号	6576-9856	6572-9514
大正区	大正区千島 2 丁目 7 番 95 号	4394-9857	6553-1986
天王寺区	天王寺区真法院町 20 番 33 号	6774-9857	6772-4906
浪速区	浪速区敷津東 1 丁目 4 番 20 号	6647-9857	6644-1937
西淀川区	西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号	6478-9857	6478-9989
淀川区	淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号	6308-9423	6303-6745
東淀川区	東淀川区豊新 2 丁目 1 番 4 号	4809-9857	6327-2840
東成区	東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号	6977-9857	6972-2781
生野区	生野区勝山南 3 丁目 1 番 19 号	6715-9857	6715-9967
旭区	旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号	6957-9857	6954-9183
城東区	城東区中央 3 丁目 4 番 29 号	6930-9857	6932-1295
鶴見区	鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号	6915-9857	6913-6237
阿倍野区	阿倍野区文の里 1 丁目 1 番 40 号	6622-9865	6621-1412
住之江区	住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号	6682-9857	6686-2039
住吉区	住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号	6694-9857	6694-9692
東住吉区	東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号	4399-9857	6629-4580
平野区	平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号	4302-9857	4302-9943
西成区	西成区岸里 1 丁目 5 番 20 号	6659-9824	6659-9468

### 《大阪市ホームページ（保育所の入所について）》

<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000150373.html>

## 保育料の基準の設定について

新制度での保育料は、これまでと同様に所得に応じた保育料となります。ただし、新制度では、保育料の算定方法が変更されます。

これまででは、主に前年の所得税額を用いて保育料を決定していましたが、新制度では主に市町村民税額を用いて決定することになります。

なお、具体的な保育料の額については、現在本市で検討中です。

【参考】平成26年度 大阪市保育費用徴収金（保育料）額表

平成26年4月1日時点のクラス年齢の児童が属する世帯の階層区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
階層区分	定 義	円	円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0	0	0	
B	平成25年度分の市町村民税非課税世帯のうち母子世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯	0	0	0	
	平成25年度分の市町村民税非課税世帯のうち上記以外の世帯	2,000 〔 1,000 〕 0	1,500 〔 750 〕 0	1,500 〔 750 〕 0	
C <sub>1</sub>	すべての保護者が平成25年分の所得税を課せられていない世帯	8,100 〔 4,050 〕 0	7,000 〔 3,500 〕 0	7,000 〔 3,500 〕 0	
C <sub>2</sub>	平成25年度分の市町村民税のうち所得割課税額が6,400円未満である世帯	10,100 〔 5,050 〕 0	9,100 〔 4,550 〕 0	9,100 〔 4,550 〕 0	
C <sub>3</sub>	平成25年度分の市町村民税のうち所得割課税額が6,400円以上である世帯	11,800 〔 5,900 〕 0	10,400 〔 5,200 〕 0	10,400 〔 5,200 〕 0	
D <sub>1</sub>	保護者のいずれかが、平成25年分の所得税を課せられている世帯	平成25年分の所得税課税額が800円未満である世帯	14,000 〔 7,000 〕 0	13,500 〔 6,750 〕 0	12,500 〔 6,250 〕 0
D <sub>2</sub>		平成25年分の所得税課税額が800円以上4,200円未満である世帯	15,700 〔 7,850 〕 0	15,200 〔 7,600 〕 0	14,100 〔 7,050 〕 0
D <sub>3</sub>		平成25年分の所得税課税額が4,200円以上8,500円未満である世帯	18,300 〔 9,150 〕 0	17,500 〔 8,750 〕 0	16,200 〔 8,100 〕 0
D <sub>4</sub>		平成25年分の所得税課税額が8,500円以上25,000円未満である世帯	21,500 〔 10,750 〕 0	19,700 〔 9,850 〕 0	18,100 〔 9,050 〕 0
D <sub>5</sub>		平成25年分の所得税課税額が25,000円以上40,000円未満である世帯	24,900 〔 12,450 〕 0	23,500 〔 11,750 〕 0	20,100 〔 10,050 〕 0
D <sub>6</sub>		平成25年分の所得税課税額が40,000円以上55,000円未満である世帯	28,300 〔 14,150 〕 0	24,600 〔 12,300 〕 0	20,600 〔 10,300 〕 0
D <sub>7</sub>		平成25年分の所得税課税額が55,000円以上70,000円未満である世帯	32,700 〔 16,350 〕 0	26,900 〔 13,450 〕 0	22,100 〔 11,050 〕 0
D <sub>8</sub>		平成25年分の所得税課税額が70,000円以上103,000円未満である世帯	39,400 〔 19,700 〕 0	31,000 〔 15,500 〕 0	25,000 〔 12,500 〕 0
D <sub>9</sub>		平成25年分の所得税課税額が103,000円以上183,000円未満である世帯	45,100 〔 22,550 〕 0	32,700 〔 16,350 〕 0	26,400 〔 13,200 〕 0
D <sub>10</sub>		平成25年分の所得税課税額が183,000円以上263,000円未満である世帯	48,700 〔 24,350 〕 0	34,300 〔 17,150 〕 0	27,900 〔 13,950 〕 0
D <sub>11</sub>		平成25年分の所得税課税額が263,000円以上413,000円未満である世帯	51,000 〔 25,500 〕 0	35,900 〔 17,950 〕 0	29,400 〔 14,700 〕 0
D <sub>12</sub>		平成25年分の所得税課税額が413,000円以上603,000円未満である世帯	57,200 〔 28,600 〕 0	37,400 〔 18,700 〕 0	30,800 〔 15,400 〕 0
D <sub>13</sub>		平成25年分の所得税課税額が603,000円以上734,000円未満である世帯	59,700 〔 29,850 〕 0	39,400 〔 19,700 〕 0	32,800 〔 16,400 〕 0
D <sub>14</sub>		平成25年分の所得税課税額が734,000円以上1,234,000円未満である世帯	63,900 〔 31,950 〕 0	40,400 〔 20,200 〕 0	33,800 〔 16,900 〕 0
D <sub>15</sub>		平成25年分の所得税課税額が1,234,000円以上である世帯	68,600 〔 34,300 〕 0	41,400 〔 20,700 〕 0	34,800 〔 17,400 〕 0

## 保育利用調整基準（案）

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用調整は、本表に基づき行うものとする。

なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。

### （1）基本点数表

事由 (保育の必要性)	基本 点数	父母(※1)が保育できない理由・状況
1. 就労 (家庭外)	100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いており、それに見合う収入がある。※2
	90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	60	月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。
2. 就労内定 (家庭外)	80	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	60	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
	50	月48時間以上の仕事に内定している。
3. 就労 (家庭内)	90	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	80	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	70	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	60	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	50	月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。(内職を含む)
4. 就労内定 (家庭内)	70	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	50	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
	40	月48時間以上の仕事に内定している。(内職を含む)
5. 出産	40	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。
6. 疾病など	100	疾病などにより、6か月以上の期間入院または入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合。
	70	疾病などにより、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合。
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
7. 障がい	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	90	複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	80	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B1・B2の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
	60	身体障害者手帳4～6級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
8. 介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合。
	70	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。
	50	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、前2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合。
9. 災害	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
10. 就学	60	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	40	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学している。
	30	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。

11. ひとり親	100	ひとり親世帯等で、月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上(家庭外)働いており、それに見合う収入がある。
	90	ひとり親世帯等で、前項目の日数及び時間の仕事に内定している。又は月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	80	ひとり親世帯等で、月48時間以上の仕事に内定している。
	60	ひとり親世帯等で、求職活動を行うことにより保育ができない場合。
12. 求職中 (利用期間は原則90日間とする)	60	生計中心者が失業し、求職中である場合。(申込時点より過去3か月以内)
	50	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合。
	30	上記の世帯以外で、求職中である場合。
13. 市外在住	20	大阪市外に在住している場合。(転入予定者は除く。) ※3
14. 転所希望	※4	保育施設を利用しており、他の保育施設の利用を希望する場合。又は、保育事業を利用しており、他の保育事業の利用を希望する場合。(いずれも卒園児を除く。)
15. その他	※5	障がい児や支援を要する児童など、児童福祉の観点から保育の必要性が高いとセンター所長が認める場合。

(備考)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 3 ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と100点との合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 4 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。
- 5 20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母・おじ・おば・きょうだい)又は保護者住所地从らおおむね1km圏内に居住する祖父母がおり、保育ができない場合は、これらの者についても保育の必要性を証明する書類を提出すること。

(注釈)

- ※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- ※2 事由1～4の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。  
 なお、ここでいう「見合う収入」とは、勤務(内定)証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単価から計算される金額と同等額の収入を指す。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算出した就労日数等により基本点数を判断する。  
 保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、当該保護者の基本点数を30点とする。また、これらの書類に不足がある場合は、各事由の最低点数をもって基本点数とする。  
 利用調整時点(利用開始希望日が4月1日の利用申込みにかかる利用調整においては、別途定める日時点)において就労の事実が確認できない場合は、就労内定扱いとする。
- ※3 市外在住の場合は、父母の保育できない理由・状況にかかわらず、「13. 市外在住」が適用される。
- ※4 やむを得ないと認められる場合を除き、事由1～13に基づき算出した利用申込み児童の基本点数に0.5をかけた点数を適用する。  
 ただし、この項目は、利用開始希望日が平成27年4月2日以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、利用開始希望日が平成27年4月1日の利用申込みにかかる利用調整においては、この項目を次のとおり読み替える。  
 「保育所入所中であり、他の保育所への転所を希望する場合。(卒園児を除く。)」
- ※5 当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。  
 特に定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

(2) 調整指数表

	内 容	指数	該当する要件
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用)	児童を65歳未満の別居(保護者住所地从らおおむね1km圏内に居住)の祖父母に預けることが可能である。(当該祖父母が求職中である場合を含む。)	-3	
	児童を20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母・おじ・おば・きょうだい)に預けることが可能である。(当該親族が求職中である場合を含む。)	-7	
	保育施設又は保育事業の卒園児。(利用申込みのあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。)	6	
	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申込みをする場合。	7	
	利用申込時点で、申込要件を理由として、児童が保育施設・保育事業に該当しない保育サービス(親族委託を除く)を週3日以上、有償で利用している場合。※1	5	12. 求職中を除く
	利用申込時点で、前項目の期間が6ヶ月以上の場合。(前項目と重複しての加点は行わない。)	7	
	児童を職場内託児所等(保育事業に該当しないもの又は保育事業に該当するものの従業員枠を含む。)へ預けている。	2	
	利用申込み時点で、児童を同伴就労しており、職種により危険を伴う(児童が保育されている場所において、通常家庭で存在し得ない危険物を扱う)場合。※2	3	
利用申込み時点で、児童を同伴就労しており、前項目に該当しない場合。	-1		